

第1問 答案用紙
(企業法)

問題 1	1. まず、Bは本件請求の当事者である特別支配株主（179 条 1 項第 1 かつこ書）であるため、本件決議に加わることができない特別利害関係取締役（369 条 2 項）に該当するか問題となる。 この点、369 条 2 項の趣旨は、取締役の会社に対する忠実義務（355 条）違反を予防し、取締役会決議の公正を担保することにあることから、「特別の利害関係」とは、ある決議につき、忠実義務に従い公正に議決権を行使することが必ずしも期待できない個人的な利害関係を意味すると解する。そして、本件請求は、取締役ではなく特別支配株主としての立場から、少数株主に対し行われるものであることから、当該取締役に、一切の私心を捨て去り忠実義務に従い公正に議決権を行使することは必ずしも期待できないと考えられる。よって、本件請求の当事者である B は、本件決議につき「特別の利害関係」が認められることから、本件決議に加わることができない特別利害関係取締役に該当する。 2. しかし、B は、本件決議につき議決権を行使しているため、特別利害関係取締役が参加した決議の効力が問題となる。この点、当該決議は、一般原則より原則無効であるが、議決の公正を図るといふ 369 条 2 項の趣旨より、当該特別利害関係取締役を除外してもなお議決に必要な多数が存するときは、その効力は否定されないと解する。本件決議につき、B を除外すると、E は賛成、F は反対であり、議決に必要な過半数（369 条 1 項）の賛成はない。よって、本件決議は原則どおり無効である。 3. 以上より、D の考えられる主張は、B は特別利害関係取締役に該当するため、B が参加した本件決議は一般原則より無効であるという主張である。
------	---

問題 2	(1) 特別支配株主の株式売渡請求	(2) 会社法 179 条 1 項
------	-------------------	-------------------

問題 3 (1)	売渡株式の取得をやめることの請求	会社法 179 条の 7 第 1 項
(2)	問題 1 より、本件決議は無効である。そうだとすると、本件請求は「対象会社」たる甲会社の取締役会による適法な承認があったとはいえないため、179 条の 3 第 1 項 3 項に違反し、「法令に違反」している（179 条の 7 第 1 項 1 号）。また、本件請求がなされることにより「売渡株主」である D は「取得日」である令和 8 年 7 月 7 日に株式の全部を取得されるため（179 条の 9 第 1 項）、強制的に株主たる地位を失うという「不利益を受けるおそれ」がある（179 条の 7 第 1 項柱書）。 よって、D は、本件請求は差し止められるべきであると主張すべきである。	

問題 4	(1) 売渡株式の取得の無効の訴え	(2) 会社法 846 条の 2 第 1 項
------	-------------------	------------------------

令和 8 年論文式企業法

第2問 答案用紙

(企業法)

問題 1	(1)	A：分配可能額がないにもかかわらず，存在するように本件計算書類を粉飾し，剰余金の配当がなされているため，当該剰余金の配当は財源規制（461 条 1 項 8 号）に違反している。Aは，本件議案を定時株主総会に提出しており，総会議案提案取締役（462 条 1 項 6 号イ，会社計算規則 160 条 1 号）に該当する。また，Aは，本件計算書類を粉飾した本人であり，分配可能額がないことを知っていたので，無過失とはいえない（462 条 2 項）。 したがって，株主Dは，Aには，株主が交付を受けた金銭等の帳簿価額である金銭 30 億円を乙会社に対して支払う責任（同条 1 項柱書）があることを主張する。
		B：Bは，財源規制（461 条 1 項 8 号）に違反した剰余金の配当に関する本件議案の提案を決議する本件取締役会の議事録に異議をとどめていなかったため，当該決議に賛成したものと推定され（369 条 5 項），当該推定を覆せない限り総会議案提案取締役（462 条 1 項 6 号イ，会社計算規則 160 条 3 号）に該当する。また，Bは，本件議案に疑念を抱いていたのにもかかわらず，それを調査しなかったのであるから，無過失とはいえない（462 条 2 項）。 したがって，株主Dは，Bには，株主が交付を受けた金銭等の帳簿価額である金銭 30 億円を乙会社に対して支払う責任（同条 1 項柱書）があることを主張する。
		C：役員等である監査役Cは，会計監査権限（436 条 2 項 1 号）を有しているが，本件計算書類を適切に監査せず，分配可能額がないことを見落としたため，善管注意義務（330 条，民法 644 条）違反という任務懈怠及び過失が認められる。その結果，乙会社に 30 億円の損害が生じた（423 条 1 項）。よって，株主Dは，Cの乙会社に対する損害賠償責任を主張する。

(2)	① 会社法 371 条 2 項 3 項
	② 監査役会設置会社では，業務監査権（381 条 1 項）を有する監査役が存在するため，株主の経営に対する監督権は制限されている。また，取締役会議事録に含まれる企業秘密の漏洩を防止し，株主の権限濫用を防ぐ必要がある。したがって，正当な理由に基づく議事録の閲覧謄写請求であるかを裁判所が客観的に判断すべきであるため，当該請求には裁判所の許可が求められている。

問題 2	(1)	①金融商品取引法 21 条の 2 第 1 項
		②金融商品取引法 24 条の 4，22 条 1 項
(2)		本件「有価証券報告書」の「重要な事項」である連結財務諸表に「虚偽の記載」がある（24 条の 4）にもかかわらず，「監査法人」Qは監査証明に無限定適正意見を記載した（21 条 1 項 3 号）。また，本件虚偽記載の公表前に乙会社の株式を「取得した」Eは，「当該記載が虚偽であ…ることを知らない」といえる。そこで，Qは，Eに対して「記載が虚偽であ…ることにより生じた損害」である株価下落の損害の賠償責任を負う（22 条 1 項）。もっとも，Qに故意又は過失がなければ当該責任を免れ得る（22 条 2 項，21 条 2 項 2 号）。